

令和2年度 第7回柿崎区地域協議会次第

日時：令和2年10月20日（火）午後6時～
場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

- (1) 児童遊園の廃止について・・・・・・・・・・ 資料 1-1 資料 1-2
- (2) 大出口荘の廃止について・・・・・・・・・・ 資料 2
- (3) 地域活動支援事業の変更申請について・・・ 資料 3

5 協議事項

自主的に審議するテーマについて・・・・・・・・ 資料 4

6 その他

- (1) 第3回地域協議会だより編集委員会
同日、地域協議会終了後に開催（市民活動室）
- (2) 第8回柿崎区地域協議会の開催について
日 時：令和2年11月17日（火）午後6時～
会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

三ツ屋浜袖畑児童遊園、妙蓮寺児童遊園の廃止について（概要）

■趣旨・経緯（所管課（こども課）対応方針等）

- ・児童に健全な遊びの場を提供し、その健康を増進し、及び情操を豊かにするため、市内 76 か所（柿崎区内 16 か所）に児童遊園を設置。維持管理については、令和 2 年度から水準を統一し、地域と行政が一定の役割分担の下で維持管理を行っている。
- ・近年、地域の児童数の減少や遊び方の変化により、児童遊園を利用する児童は年々減少傾向にあることから、利用実態等を踏まえて各児童遊園の必要性を精査し、関係町内会等との協議を経て、適正な配置を進める必要がある。
- ・上記方針に照らし、今回、関係町内会等との協議が整った柿崎区の児童遊園 2 か所について、令和 2 年度で廃止するもの。

■廃止施設の名称・概要・廃止理由 … 詳細は別紙

① 三ツ屋浜袖畑児童遊園 昭和 57 年 8 月設置 こども課所管

※土地所有者は「大和ハウス新潟工場」

廃止理由	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 57 年に柿崎町（当時）が大和ハウス工業新潟工場の社宅に隣接した区域を同社から借り受け、児童遊園として整備したものであるが、社宅の廃止や児童数の減少などの理由により現在は遊具をすべて撤去し、児童遊園としては利用していない。 ・町内会へも利用予定がないことを確認し、廃止について内諾を得ている。 ・廃止により借用していた土地を返還することにより、免除としていた固定資産税が賦課されることについても、土地所有者へ説明し了承済み。
------	--

② 妙蓮寺児童遊園 昭和 42 年 4 月設置 こども課所管

※土地所有者は「妙蓮寺」

廃止理由	<ul style="list-style-type: none"> ・以前から管理者の柿崎第二区町内会から廃止及び遊具の撤去の申し入れがあった。 ・町内会へ利用予定がないことを再度確認し、廃止について内諾を得ている。 ・借用していた土地は境内地（非課税）であるため、返還による固定資産税賦課の影響はない。 ・現在、遊具は使用禁止としており利用していない。 ・近隣に都市公園があり、利用可能。
------	---

■今後のスケジュール

- ・令和 2 年度末をもって、両施設を廃止する（令和 2 年 12 月議会で児童遊園の廃止について条例の一部改正を提案予定）。
- ・妙蓮寺児童遊園に設置している遊具設備は令和 3 年度に撤去し、所有者に土地を返還する。

施設の概要

① 三ツ屋浜袖畑児童遊園

位置	上越市柿崎区三ツ屋浜 722、723
設置年月	昭和 57 年 8 月
土地占用	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)大和ハウス新潟工場から占用。占用料免除 ・固定資産税減免
設備等 (R02.9月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：1,719 m² ・遊具なし（撤去済…コンビネーション遊具（滑り台、ブランコ、鉄棒、シーソー）、遊動馬、フラワージャングル）
管理形態 (R02.9月現在)	直営（管理する遊具も利用者もなく、廃止を見こしているため管理協定を結んでいない）

<位置・現況>



全景（入口から）



遊具があった場所

② 妙蓮寺児童遊園

位 置	上越市柿崎区柿崎 6339
設置年月	昭和 42 年 4 月
土地占用	妙蓮寺から占用。占用料免除
設備等 (R02.9月現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：300 m² ・ブランコ 1 基 ・ジャングルジム 1 基
管理形態 (R02.9月現在)	地元町内会と管理協定締結 (管理：柿崎第二区町内会)

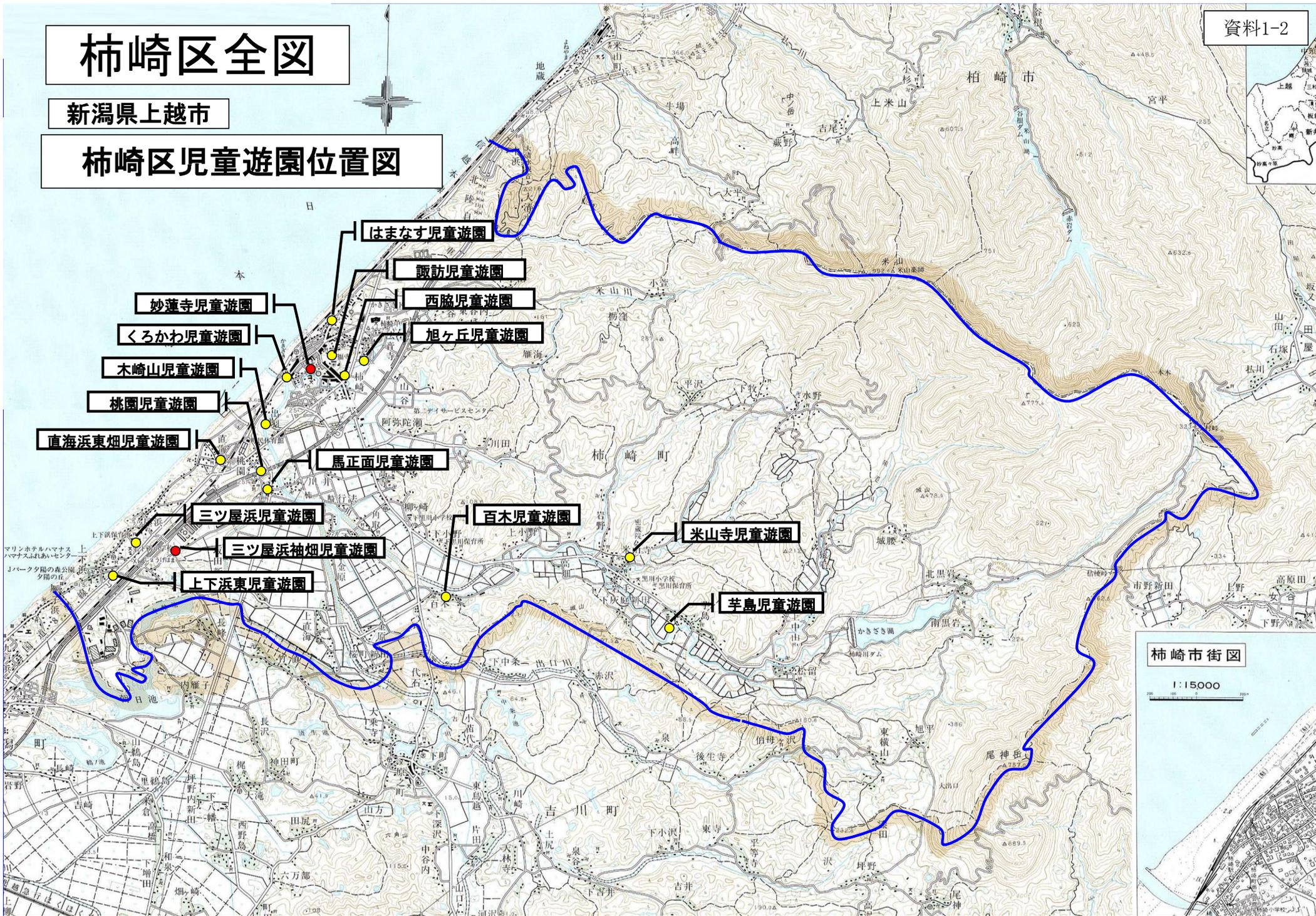
<位置・現況>



柿崎区全図

新潟県上越市

柿崎区児童遊園位置図



柿崎市街図

1:15000

大出口荘の廃止について

○市の対応方針

- 令和2年度をもって廃止する。

(廃止の理由)

- 利用者の減少と施設の老朽化のほか、地元での今後の利活用が見込めないことから、供用を廃止する。

1 施設の概要

- 所在地：上越市柿崎区東横山 207 番地 1
- 設置年月：昭和 57 年 3 月
- 構造等：鉄骨造 2 階建 191.95 m² 大会議室、小会議室、調理実習室
- 建設費用：38,082 千円
- 耐用年数：38 年（経過年数 38 年）
- 管理方法：市直営

2 施設の利用状況

・年度別利用実績

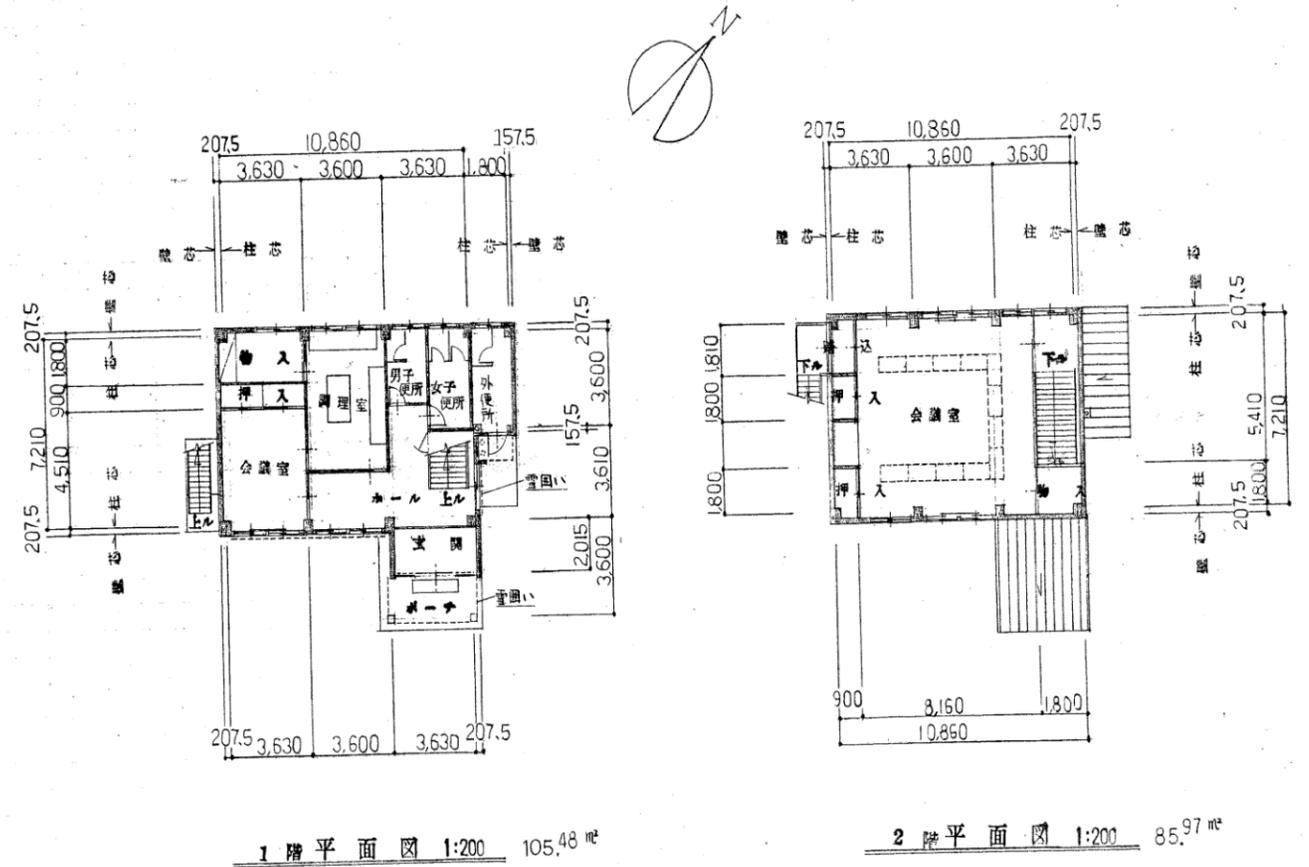
区分	H29	H30	R1
利用人数（人）	20	0	0

※平成 29 年 8 月から休止している。

3 地元との協議経過等

平成 27 年 7 月	東横山町内会長と意見交換 <ul style="list-style-type: none"> 市から、利用者が減少していることを踏まえ、廃止に向けた基本的な考え方を説明。町内会長から、施設の耐用年数が過ぎる令和 2 年度に施設を廃止する計画について、地元も「了承済み」との回答を得る。 地元には集会場があり、大出口荘は東横山から離れており、利用しない。 また、中山間等地域直接支払を活用した活性化対策に施設を活用したいという思いはあるが、具体的な計画はないため、施設の譲渡は受けられない。
平成 29 年 8 月～	<ul style="list-style-type: none"> 利用者がいないことから消防署に空き家届を提出。施設を休止した。
令和元年 7 月	東横山町内会長と意見交換 <ul style="list-style-type: none"> 市から、個別施設計画の策定にあたり、あらためて廃止に向けた考え方を説明。町内会長から、令和 2 年度の廃止は、「了承済み」との回答を得る。

【参考】施設平面図



第4号様式 (第14条関係)

上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認申請書

令和2年9月29日

(宛先) 上越市長

(申請者)

所在地

名称 16ピース

代表者氏名

次のとおり事業に係る変更の承認を申請します。

事業の名称	黒川・黒岩ふれあい事業
変更の内容	事業費の減額
変更の理由	10月に計画していた「米山古道散策と遺跡めぐり」と12月に計画していた「ふれあいそば祭り」はともに飲食を伴うこともあり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を十分に担保できないことから中止とすることとした。

備考 変更の内容又は理由について補足する必要があるときは、説明を補足する書類を添付して提出すること。



事業の収支計画等 (変更後)

ア 収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
地域活動支援事業 費補助金	270,000	上限 100 万 or 337,710 円×0.8 算出 で金額が低い方
自己資金	67,710	16 ピース会費等より
合 計	337,710	

イ 支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	説 明
① フラワーロード整備他 ・賃借料	175,000	・1750 円/半日/台×20 台×5 回分(草刈り作業者)の草刈り機借上げ(燃料込み)
・材料費	22,110	・花壇用培土、肥料
・食糧費	50,000	・100~150 円の花苗 400 ポット (平均値 125 円)
・委託費	18,000	・150 円/人×20 人(草刈り作業者)/回 ×6 回分 (草刈り・花壇整備) のお茶代
	72,600	・メッセージ看板作成、設置
② 米山古道散策 と遺跡めぐり ・材料費	0	・200 円分/人×100 名分(キノコ、野菜、調味料等)
・賃借料	0	・コンロ (2 台)借上げ
・燃料費	0	・1750 円/半日/台×10 台 草刈り機借り上げ(燃料込み)
・印刷費	0	・L P ガス
・委託費	0	・チラシ印刷
・食糧費	0	・チラシ 新聞折込料
	0	・150 円/人×15 名(準備スタッフ)のお茶代
③ ふれあいそば祭 ・賃借料	0	・そば打ち道具セット (8 セット)
・燃料費	0	・ガスコンロ (5 台) 借上げ
・材料費	0	・L P ガス
	0	・そば粉、山芋、かき揚げ、調味料、ネギ等 (350 円×100 名)

・印刷費	0	・チラシ印刷 (カラーコピー対応)
・委託料	0	・チラシ 新聞折込料
・食糧費	0	・150 円/人×15 名(準備スタッフ)のお茶代
合 計	337,710	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 規約、会則又は定款の写し
- (2) 提案を行う事業に係る見積書の写し
- (3) 位置図その他の工事図面 (提案を行う事業に工事が含まれる場合に限る。) の写し

(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)

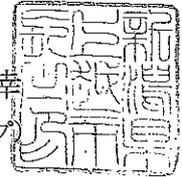
- (1) 暴力団の活動において地域活動支援事業として採択を受けるものではありません。
- (2) 地域活動支援事業としての採択により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この提案を不採択とされ、採択の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

上記について誓約します。(□にレ点を記入してください。)

16 ピース

様

上越市長 村山 秀幸
(栢崎区 総務・地域振興グループ)



上越市地域活動支援事業費補助金事業変更承認決定通知書

令和2年9月29日付けで申請のあった地域活動支援事業費補助金事業の変更に
ついて次のとおり承認したので通知します。

事業の名称	黒川・黒岩ふれあい事業
決定の内容	<p><input checked="" type="checkbox"/> 次のとおり変更を承認します。 (承認内容) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「米山古道散策と遺跡めぐり」及び「ふれあいそば祭り」を中止する。</p> <p>(補助金交付額)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既決定額 432 千円・ 増減額 ▲162 千円・ 変更決定額 270 千円 <p><input type="checkbox"/> 次のとおり変更の承認申請を却下します。 (理由)</p>

自主的に審議するテーマについて（提案）

懇談会委員会 委員長 武田正教

【懇談会委員会としての意見】

- ・地域の課題については、地域協議会や団体との懇談会で様々なテーマが出た。
- ・どれも重要な課題であるが、すべてのテーマを取り上げ、検討することは難しい。協議した結果、自主的に審議するテーマとして以下の4項目を提案する。
- ・4項目を同時に審議するのではなく、まずは前半の2項目を優先的に審議し、順次、後半の2項目について審議する。

【前半】

① 公共交通の在り方

令和4年4月からバス路線の黒岩線・水野線・上直海線が廃止される可能性がある中での今後の移手段の方向性や、バス路線のない地域における移手段の確保について検討する。

② 柿崎区の空き家対策

空き家対策の取組事例や現状について調査し、柿崎区としての空き家対策について検討する。

【後半】

③ 柿崎区保育園の在り方

子どもの出生数が減少している中で、保育園の統廃合等の方向性を検討する。前々期地域協議会からの継続審議事項として、将来的な在り方を検討する。

④ 柿崎免許センターの跡地利用

今後の利用方法について検討する。

- ・前半に審議するテーマについて、委員会を立ち上げ、委員を決定する。

自主的に審議テーマ	委員名
公共交通の在り方	
柿崎区の空き家対策	